

令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等

入札参加資格審査申請書提出要領

守口市水道局

守口市水道局が発注する測量・建設コンサルタント等の入札に参加しようとする方は、この要領により申請してください。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 関係法令に基づき登録を受けている者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 2か年以上の営業実績がある者
※営業開始日から2か年以上経過していない場合は、登録できません。
- (5) 申請業務において、直前3か年の間に業務実績がある者
※入札参加資格審査申請書の直前3か年間の年間平均実績高が0又は未記載の場合は、その業種での登録はできません。
※実績金額を各業種に振分できない場合は、実績金額の総額を各業種に記載してください。
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

2. 受付期間

令和4年10月3日から令和9年3月31日まで

※受付完了後速やかに審査事務を行います。申請の混雑状況等によっては審査完了までに1-2カ月期間を要する場合があります。

3. 資格有効期間

資格審査完了日から令和9年3月31日まで

4. 提出方法

- (1) 「令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等 申請用ファイル」をダウンロード（保存）する。
- (2) 「令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等 申請用ファイル」の基本情報シートに必要事項を入力する。
- (3) (2) で入力した「令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等 申請用ファイル」から必要書類を印刷し、P5 [8. 提出書類] に示すその他の提出書類と併せ、P3 [5. 書類の綴じ方] のとおりフラットファイルに綴じる。
- (4) (3) のフラットファイルを下記へ郵送する。

■郵送先■

〒570-0008

守口市八雲北町3丁目37番31号

守口市水道局 総務課 業者登録担当宛

- ・郵送方法は問いません。（普通郵便可）
- ・返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。
- ※市水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

5. 書類の綴じ方

(1) フラットファイル

A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし）。

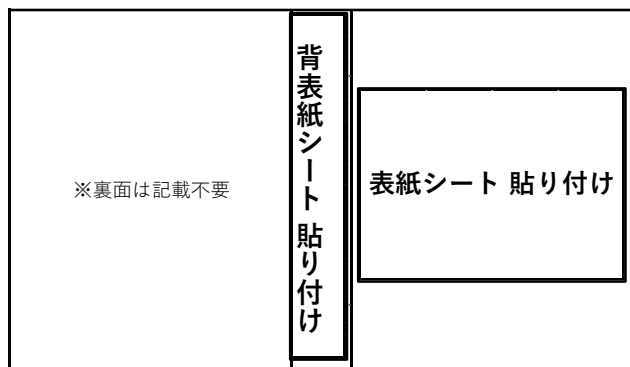
(2) フラットファイルの表紙及び背表紙

「表紙・背表紙シート」を貼付すること。

(3) 提出書類チェックリスト

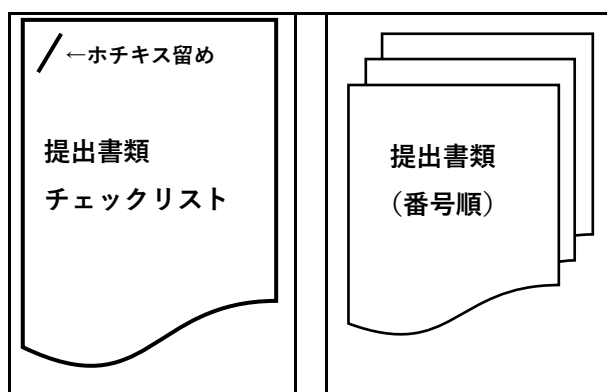
- ① 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。
- ② 太枠内の必要事項とチェック欄を記入後、フラットファイルの左側に提出書類チェックリストをホチキス留めにすること。

○フラットファイル表面



表紙及び背表紙に「表紙シート・背表紙シート」を貼り付ける。

○フラットファイル中面



左側
提出書類チェックリストをホチキス留めにする。
右側
提出書類の左側に綴じ穴を開け番号順に綴じる。

6. 審査結果

- (1) 資格審査結果については、入札参加有資格者名簿への掲載をもって資格審査結果通知とします。
- (2) 入札参加有資格者名簿は守口市ホームページ（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） > 入札参加有資格者名簿）において掲載しています。

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15362.html

※電話等により資格審査結果をお問い合わせいただいたとしても、お答えできかねます。

7. 注意事項

- (1) 書類の日付は、提出される日を必ず記入してください。
※日付の記入がない場合は、守口市水道局が収受した日を提出日とみなします。
- (2) 証明書類は、申請書提出時点から3カ月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に十分確認してください。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合は、入札参加停止を行う場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 申請書提出後に申請事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更届に必要な書類については、守口市ホームページに掲載している本市指定様式を使用してください

（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） > 登録内容の変更（変更届））

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15363.html

8. 提出書類

※証明書類は、申請書提出時点から3カ月以内のものを提出してください。

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者	
1	○	提出書類チェックリスト[測量・建設コンサルタント等]	全事業者	
		※フラットファイルの中面左側にホチキス留めにする。		
2	○	表紙・背表紙シート	全事業者	
		※フラットファイルの表紙及び背表紙に貼り付けてください。		
3	○	入札参加資格審査申請書[測量・建設コンサルタント等] P1	全事業者	
4	○	入札参加資格審査申請書[測量・建設コンサルタント等] P2	全事業者	
5		登録証明書又は現況報告書【写し可】	希望業種1～38 を選択した業者	
		※申請された希望業種のうちP7「資料1 業種一覧表」の1～38の業種全てについて必要です。希望順位順に並べること。 ※通知書は不可		
6	○	測量等実績調書	全事業者	
		※申請された希望業種全てについて必要です。希望順位順に並べること。 ※独自様式可		
7	○	技術者経歴書	全事業者	
		※申請された希望業種全てについて必要です。希望順位順に並べること。 ※独自様式可		
8	○	使用印鑑届兼委任状（入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑）	全事業者	
		※支店等の受任者を選任する場合は受任者を記入してください。		
9	○	誓約書	全事業者	
		※守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。		
10		印鑑証明書【写し可】	全事業者	
11		国税 納税証明書 【写し可】	法人 納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）	全事業者
		個人 納税証明書その3の2（所得税・消費税及び地方消費税）		
12		地方税 納税証明書 【写し可】	法人 法人市民税：直前1か年分（未納のない証明可） ※支店等で登録の場合は、支店等のある市町村の証明書	全事業者
			個人 市民税：直前1か年分（未納のない証明可）	
			※未納のない証明可。 ※道府県民税は不可。都民税は可。	
【11・12共通】				
※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。				
※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書（任意様式）と移転前の納税証明書を提出してください。				
※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）開設届と本店の納税証明書直前2か年分				

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者
13		商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【写し可】	法人事業者のみ
		※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書（任意様式）を提出してください。	
14		固定資産税納税証明書（直前1か年分）又は賃貸借契約書【写し可】	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※法人として証明書が発行できない場合は、住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書を提出してください。 住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書が発行できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※賃貸借契約書が提出できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）開設届と本店の納税証明書直前1か年分	
15	○	事務所の付近見取り図（各A4判）	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※地図等の貼り付け可	
16		事務所の写真	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※事業所全体と看板等の名称が確認できるもの ※パンフレット可	

※返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。

市水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

※資格審査結果については、書面通知しません。（返信用封筒は不要です）

守口市ホームページに掲載の入札参加有資格者名簿の閲覧により確認してください。

9. 問い合わせ先

守口市 水道局 総務課 業者登録担当

TEL：06-6991-6774（平日9時から17時30分まで）

※「コンサルの業者登録について」とお問い合わせください。

業者番号がお分かりの方は併せて「業者番号」をお伝えください。

FAX：06-6994-0109

mail：Suido_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

資料1 業種一覧表

番号	業種	番号	業種	番号	業種			
測 量	1	測量一般	土 木 関 係	15	河川、砂防及び海岸・海洋	補 償 関 係	30	土地調査
	2	地図の調整		16	道路		31	土地評価
	3	航空測量		17	上水道及び工業用水道		32	物件
建 築 関 係	4	建築一般		18	下水道		33	機械工作物
	5	意匠		19	造園		34	営業・特殊補償
	6	構造		20	都市計画及び地方計画		35	事業損失
	7	暖冷房		21	地質		36	補償関連
	8	衛生		22	土質及び基礎	37	不動産鑑定	
	9	電気		23	鋼構造及びコンクリート	38	登記手続等	
	10	建築積算		24	施工計画・施工設備及び積算	そ の 他	39	交通量調査
	11	機械積算		25	建設環境		40	環境調査（計量証明）
	12	電気積算		26	機械		41	経済調査
	13	調査		27	電気電子		42	分析・解析
	14	耐震診断		28	廃棄物		43	電算関係
		29	地質調査業務	44	計算関係			
				45	資料等整理			
				46	下水道カメラ調査			
				47	アドバイザー業務			

【注意事項】

- ※1～38の業種は、関係法令に基づき登録していなければ、業者登録できません。
- ※47のアドバイザー業務は、各種計画策定・公募型事業等の助言・支援・資料作成等に関する業務です。